

第 2 1 回合志市地域公共交通協議会 次第

平成 2 4 年 4 月 2 6 日（木）10 : 30 ~
合志市役所 合志庁舎 2 階大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員及び事務局の紹介
- 5 会長及び副会長の選任
- 6 議題
 - (1) 報告事項
 - ①平成 23 年度各事業実績について（資料 P2~P5）
 - ②平成 24 年度公共交通関係予算及び事業計画について（資料 P6~P8）
 - (2) 協議事項
 - ①協議会設置要綱等の改正について（資料 P9~P12）
 - ②地域公共交通確保維持事業費補助金（国庫）に係る「生活交通ネットワーク計画（案）」の承認について（資料 P13~P29）
 - ③レターバスの時刻表改正及び乗り合いタクシーの運行日の変更について（資料 P30、P31）
- 7 その他
 - 第 22 回協議会開催日について
平成 24 年 9 月下旬 頃
- 8 閉会

第21回合志市地域公共交通協議会委員名簿（H24.4.26）

	要綱区分	組織・団体名	役職	氏名	備考
1	(1) 市長又はその指名する者	合志市	副市長	藤井 勝公	
2	(2) 市民又は利用者の代表者	合志市区長連絡協議会	副会長	犬童 正洋	
3		合志市老人クラブ連合会	女性部長	関 祐子	※
4			事務局長	寺本 秀信	※
5		合志市身体障害者福祉協議会	会長	宮川 孝彦	
6			理事	池松 余理子	
7		合志市PTA連絡協議会	副会長	吉永 健司	
8			事務局	藤園 直美	
9		須屋コミュニティ委員会	推薦	西郷 節夫	
10		NPO法人くまもとLRT市民研究会	推薦	塚本 秀典	
11		(3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	熊本電気鉄道株式会社	自動車事業部長	小田原 勝也
12	有限会社銀杏交通タクシー		取締役	野田 徹志	
13	株式会社相互交通		統括部長	山野 一平	
14	有限会社キティー交通		代表取締役	小森田 政憲	
15	社団法人熊本県バス協会		専務理事	新居 唯一	
16	社団法人熊本県タクシー協会		事務局長	杉野 勝典	
17	(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	熊本電気鉄道労働組合	書記長	冨田 一則	
18		熊本県自動車交通労働組合	書記長	重光 重信	
19	(6) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者	九州運輸局熊本運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	古川 浩之	※
20			首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	桑島 隆一	※
21	(7) 道路管理者、交通管理者、学識経験者	国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所	調査第二課長	坂元 靖秀	
22		熊本県菊池地域振興局	土木部長	宮本 秀一	
23		合志市	建設課長	米澤 俊一	
24		熊本県大津警察署	交通課長	山田 一夫	※
25		熊本大学	工学部教授	溝上 章志	
26	(9) その他の協議会が必要と認める者	合志市企業等連絡協議会	理事	金森 大次郎	※
27		合志市商工会	会長	上林 節郎	
28		合志市社会福祉協議会	主事	林 省吾	※
29		合志市ボランティア連絡協議会	副会長	今村 豊	※

備考欄「※」は、新任委員

【事務局】

合志市 政策部	部長	濱田 善也	
合志市 政策部 企画課	課長	内田 秀一郎	
	課長補佐	北里 利朗	
	主査	坂田 寛之	

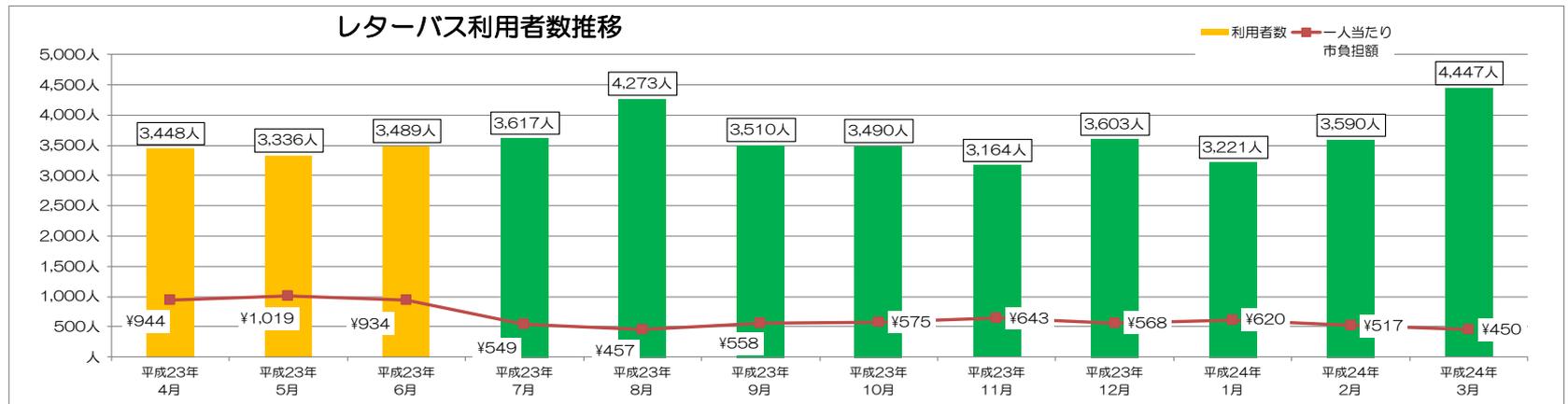
平成23年度各事業実績

合志市地域公共交通協議会
平成24年4月26日

平成23年度 レターバス運行実績

レターバス利用者数および市負担額（平成23年4月～平成24年3月）

月	平成23年 4月	平成23年 5月	平成23年 6月	平成23年 7月	平成23年 8月	平成23年 9月	平成23年 10月	平成23年 11月	平成23年 12月	平成24年 1月	平成24年 2月	平成24年 3月
利用者数	3,448人	3,336人	3,489人	3,617人	4,273人	3,510人	3,490人	3,164人	3,603人	3,221人	3,590人	4,447人
一日平均 利用者数	114.9人	107.6人	116.3人	116.6人	137.8人	117.0人	112.5人	105.4人	116.2人	103.9人	123.8人	143.5人
一便平均 利用者数	7.2人	6.7人	7.3人	12.6人	14.8人	13.0人	12.5人	11.0人	12.5人	11.3人	13.1人	15.3人
運行経費	¥3,615,790	¥3,736,316	¥3,615,790	¥2,401,359	¥2,412,045	¥2,326,194	¥2,401,359	¥2,378,050	¥2,434,097	¥2,434,097	¥2,322,004	¥2,461,963
運賃収入	¥359,200	¥336,000	¥358,500	¥415,300	¥460,100	¥368,600	¥394,600	¥342,800	¥385,900	¥438,000	¥467,300	¥461,500
委託料 (市負担額)	¥3,256,590	¥3,400,316	¥3,257,290	¥1,986,059	¥1,951,945	¥1,957,594	¥2,006,759	¥2,035,250	¥2,048,197	¥1,996,097	¥1,854,704	¥2,000,463
一人当たり 市負担額	¥944	¥1,019	¥934	¥549	¥457	¥558	¥575	¥643	¥568	¥620	¥517	¥450

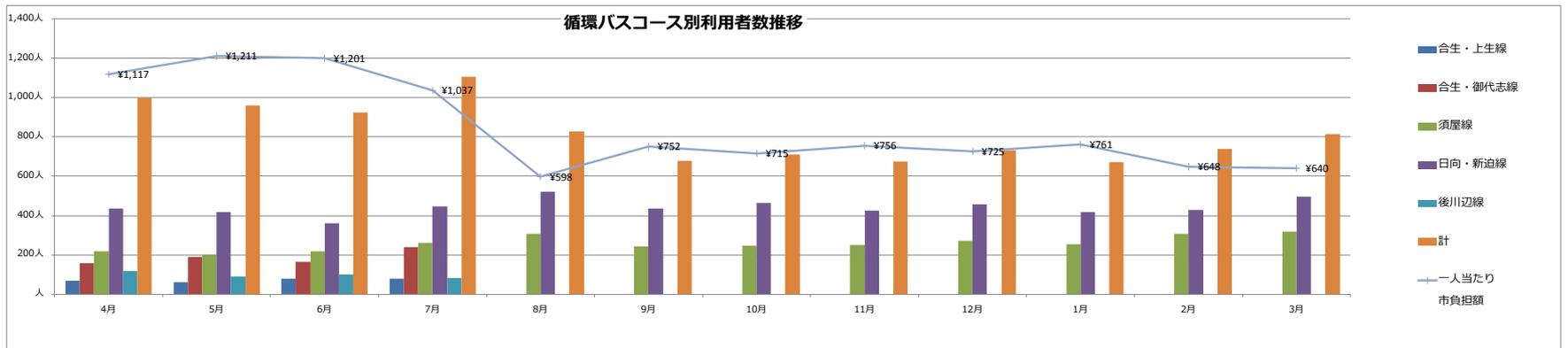


平成23年度 循環バス運行実績

循環バス利用者数および市負担額(平成23年4月～平成24年3月)

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数
Aコース	69人	1.2人	63人	0.9人	78人	1.2人	78人	1.2人																
Bコース	157人	3.0人	190人	3.4人	163人	3.4人	239人	4.3人																
Cコース	218人	4.2人	201人	3.9人	218人	4.2人	280人	5.0人	306人	5.9人	244人	4.7人	245人	4.7人	250人	4.8人	273人	5.3人	253人	4.9人	309人	5.9人	318人	6.1人
Dコース	437人	8.4人	418人	8.1人	362人	7.0人	445人	8.6人	521人	10.0人	434人	8.3人	464人	8.9人	425人	8.2人	457人	8.2人	418人	8.0人	430人	9.0人	495人	8.8人
Eコース	119人	2.2人	89人	1.9人	102人	1.9人	83人	1.5人																
計	1,000人	3.8人	961人	3.6人	923人	3.5人	1,105人	4.1人	827人	8.0人	678人	6.5人	709人	6.8人	675人	6.5人	730人	6.7人	671人	6.5人	739人	7.5人	813人	7.5人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運行経費	¥1,217,490	¥1,260,236	¥1,200,536	¥1,256,430	¥577,611	¥577,611	¥577,611	¥577,611	¥602,084	¥577,611	¥553,138	¥602,084
運賃収入	¥100,000	¥96,200	¥92,300	¥110,500	¥82,700	¥67,800	¥70,900	¥67,500	¥73,000	¥67,100	¥73,900	¥81,400
委託料 (市負担額)	¥1,117,490	¥1,164,036	¥1,108,236	¥1,145,930	¥494,911	¥509,811	¥506,711	¥510,111	¥529,084	¥510,511	¥479,238	¥520,684
一人当たり 市負担額	¥1,117	¥1,211	¥1,201	¥1,037	¥598	¥752	¥715	¥715	¥725	¥761	¥648	¥640

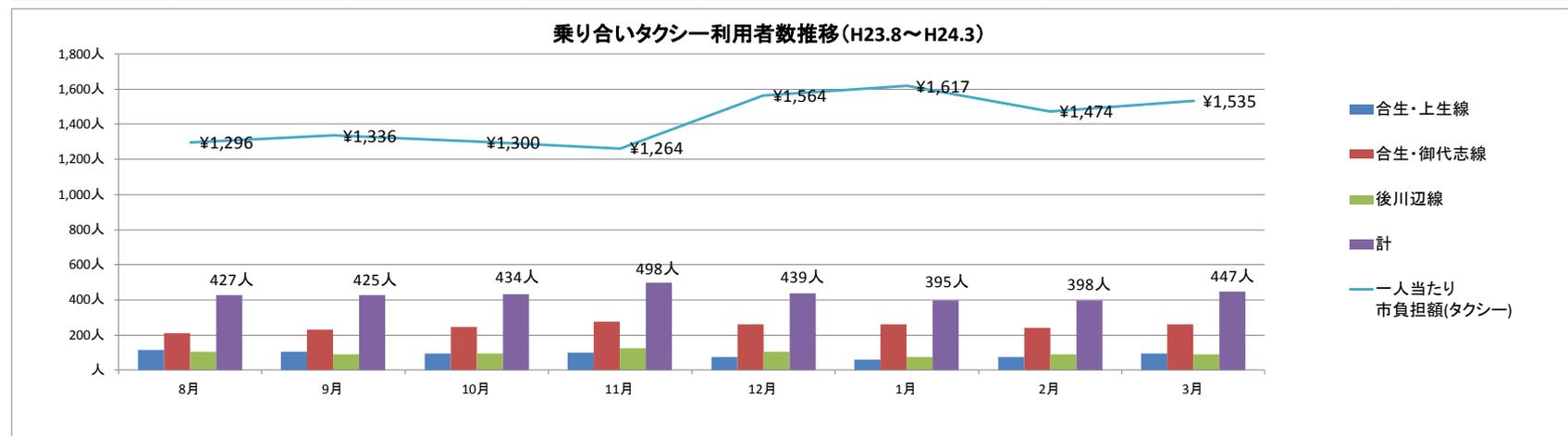


平成23年度 乗り合いタクシー運行実績

乗り合いタクシー（路線運行）利用者数および市負担額（平成23年8月～平成24年3月）

	8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	乗客数	一便当たり乗客数														
合生・上生線	112人	1.7人	102人	1.6人	92人	1.4人	100人	1.5人	73人	1.1人	59人	0.9人	73人	1.1人	96人	1.4人
合生・御代志線	209人	4.0人	232人	4.5人	247人	4.8人	275人	5.3人	261人	5.0人	263人	5.1人	238人	4.6人	260人	4.6人
後川辺線	106人	2.0人	91人	1.8人	95人	1.8人	123人	2.4人	105人	2.0人	73人	1.4人	87人	1.7人	91人	1.6人
計	427人	2.6人	425人	2.6人	434人	2.7人	498人	3.1人	439人	2.7人	395人	2.5人	398人	2.5人	447人	2.5人

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運行経費	¥677,586	¥677,586	¥677,586	¥677,586	¥729,708	¥677,586	¥625,464	¥729,708
運賃収入	¥124,250	¥109,700	¥113,600	¥48,300	¥43,000	¥38,700	¥38,750	¥43,550
委託料 (市負担額)	¥553,336	¥567,886	¥563,986	¥629,286	¥686,708	¥638,886	¥586,714	¥686,158
一人当たり 市負担額	¥1,296	¥1,336	¥1,300	¥1,264	¥1,564	¥1,617	¥1,474	¥1,535



平成24年度公共交通関係予算および事業計画

(歳入)

項目	名称	金額
国庫補助金	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	4,000,000 円
県補助金	生活交通維持活性化総合交付金	1,400,000 円
諸収入	コミュニティバス広告収入	86,000 円

(歳出)

No	平成24年度 実施事業名	事業計画内容	事業実施に係る所要 見込額
1	協議会運営事業	委嘱期間満了による委員改選と、協議会4回、作業部会4回の開催を予定	673,000 円
2	地域公共交通 計画実施事業	【レターバス】 現行ルートにより左右各6便で運行。変更日は7月1日を予定 【循環バス】 現行ルート・現行ダイヤで継続運行 須屋線については、運行曜日を火・木・土曜日に7月1日に変更する。	36,444,000 円 (経費 40,644,000 円－ 運賃収入 4,200,000 円)
		【路線運行】 現行3ルート・現行ダイヤで継続運行 【区域運行】 現在の野々島・上生地区を対象に継続運行。平成24年4月3日より利用者が極端に少ない合生・上生線第1・4便をデマンド型により運行を実施。	8,580,000 円 (経費 9,120,000 円－ 運賃収入 540,000 円)
			240,000 円 (経費 288,000 円－ 運賃収入 48,000 円)
3	P&R 駐車場管理運営事業	平成24年4月1日現在29台の契約であるが、さらに契約台数が増えるよう熊本都市圏協議会等と連携した周知(冊子配布など)を実	—

		<p>施する。</p> <p>また、適切な管理運営や啓発活動の実施について熊本電鉄と連携を図る。</p>	
4	JR 光の森駅駐輪場維持管理負担金支出事業	<p>菊陽町による適切な維持管理が実施されるよう施設の巡視や利用状況調査を実施する。</p>	438,000 円
5	翔陽高校線運行委託事業	<p>生徒・保護者アンケート調査結果に基づき、下校第 2 便を廃止するとともに、始発地を御代志駅まで延伸することにより、通学生徒が多い西合志南中学校区内からの利用者を取り込む。</p>	<p>1,118,000 円</p> <p>(経費 2,706,000 円－ 運賃収入 1,588,000 円)</p>
6	湯ったり乗ったり弁天カード(定期券)発行及び入浴料補助事業	<p>平成24年2月末日現在、26人が定期券を購入しそのほとんどが温泉を利用している。</p> <p>その中でも温泉利用のみに使用している利用者にレターバス等公共交通を利用するよう働きかける。</p> <p>(250人×300円×12月)</p>	900,000 円
7	啓発・利用促進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・主に高齢者団体(老人クラブ、いきいきサロンなど)を対象に体験乗車を実施することにより、バスやタクシーへの抵抗感を取り除き、新規利用者の獲得を図る。 ・地域公共交通全般の利用方法や知識を習得してもらい、地域のお年寄りなどに直接教えていただく「おでかけサポーター」育成を、市民に限らず広く募集し実施する ・「合志うまかもん店」との連携による利用促進など商工振興課や地域ブランド推進協議会と連携した取り組みを行う。(観光分野などへも効果が波及するような取り組み) 	25,000 円

【参考】協議会等会議開催予定一覧

◎第21回協議会 *委嘱状交付式

日時：平成24年4月26日（火）

議題：平成23年度各事業実績および平成24年度各実施事業予算等について

○作業部会

日時：平成24年6月

議題：運行ルート・運賃改定の検討について

○作業部会

日時：平成24年7月

議題：運行ルート・運賃改定の検討について

○作業部会

日時：平成24年8月

議題：運行ルート・運賃改定の検討について

◎第22回協議会

日時：平成24年9月下旬

議題：1. 平成24年度コミュニティバス・乗り合いタクシー事業の経過報告
2. 作業部会で実施した運行ルート・運賃改定の検討結果について

○作業部会

日時：平成24年10月

議題：平成25年度事業計画・予算案の検討について

◎第23回協議会

日時：平成24年11月

議題：1. 平成24年度コミュニティバス・乗り合いタクシー事業の経過報告
2. 作業部会で実施した平成25年度事業計画・予算案の検討について

◎第24回協議会

日時：平成25年2月

議題：1. 平成24年度コミュニティバス・乗り合いタクシー事業の経過報告
2. 平成25年度事業計画・予算案の決定について

○合志市地域公共交通協議会設置要綱

平成20年4月21日

告示第31号

(目的)

第1条 合志市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる目的のために設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、本市における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための「合志市公共交通計画(仮称)」(以下「交通計画」という。)の作成及び変更に関する協議並びに交通計画の実施に係る連絡調整を行う。
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づいた地域公共交通会議として、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第1編共通事項及び第2編地域公共交通確保維持事業第1章陸上交通第2節地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の規定に基づく生活交通ネットワーク計画(以下「ネットワーク計画」という。)の作成及び変更に関する協議並びにネットワーク計画の実施に係る連絡調整を行う。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
 - (2) 市民又は利用者の代表者
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
 - (4) 関係する公共交通事業者及びその組織する団体の代表者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (6) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
 - (7) 道路管理者、熊本県警察、学識経験者
 - (8) 交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者の代表者
 - (9) その他の協議会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(公開)

第4条 協議会は、原則として公開とする。

(事務所及び事務局)

第5条 協議会の事務所は、熊本県合志市竹迫2140番地合志市役所に置く。

2 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

3 事務局は、合志市政策部企画課に置く。

4 事務局に事務局長、事務局員を置き、協議会が定めた者をもって充てる。

(経費)

第6条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、合志市予算事務規則、合志市会計規則、合志市契約事務規則等に準ずる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

附 則(平成22年訓令第10号)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。

合志市地域公共交通協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、合志市地域公共交通協議会設置要綱第8条の規定により、合志市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 「合志市地域公共交通計画」（以下「交通計画」という。）の作成及び変更に係る事項
- (2) 交通計画の実施にかかる連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関する事項
- (6) 「合志市生活交通ネットワーク計画」（以下、「ネットワーク計画」という。）の作成及び変更に係る事項
- (7) ネットワーク計画の実施にかかる連絡調整に関する事項
- (8) ネットワーク計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (9) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(議事)

第3条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由がある場合に限り代理人を出席させることのできることにし、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 議事の議決は、出席委員の3分の2以上で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求める事ができる

(作業部会)

第4条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織は、合志市地域公共交通協議会設置要綱第2条第2号に掲げる委員をもって組織する。
- 3 作業部会は、前項に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 作業部会の会議は、会長が招集し、原則として企画課長が部会長となる。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年 月 日から施行する。

合志市生活交通ネットワーク計画 (案)

合志市地域公共交通協議会
平成24年4月26日

目次

- 1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
- 4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 5 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
- 6 協議会の開催状況と主な議論
- 7 利用者等の意見の反映状況
- 8 協議会メンバーの構成

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性①

1-1 背景と目的

近年、利用者数の減少による経営難から、全国的にバス路線の統廃合などが進められています。本市においても、市民のマイカーへの依存度は高く、公共交通の利用者は減少傾向が続いています。特に、高齢化が進んだ農村部においては、採算上の問題からバス路線の一部が廃止されるなど、交通弱者の生活が一層不便になっている地域も見られます。

現在本市内では、路線バス（熊本電鉄）、鉄道（熊本電鉄）、環状・循環バス及び乗り合いタクシー（熊本電鉄及び市内タクシー事業者（市による補助あり））が運行していますが、路線バスの多くは市南部の住宅団地部を中心にダイヤが組まれ、熊本電鉄のサービス範囲は市内の一部に限られています。環状・循環バス及び乗り合いタクシーについては、市内全域を網羅するように運行していますが、市の財政負担の問題もあり、最小限のサービスにとどまっています。また、隣接する大津町、菊陽町をJR豊肥線が通っていますが、本市内からJR駅（JR光の森駅）へのアクセスも十分とはいえません。

このままでは、公共交通のサービスの空白地帯が生じ、市民生活の地域格差が増大する恐れがあり、この問題の解決には交通事業者単独の経営努力では自ずと限界があります。長期的な視点に立てば、人口高齢化の一層の進展に伴い、外出手段確保の必要性は高まり、また地球温暖化防止など環境対策の点からも、公共交通の重要性が増してくるものと考えられます。

このため、市内の公共交通ネットワークを再編することによって、公共交通サービス空白地域をなくし、市民の公共施設、病院、大規模商業施設及びJR光の森駅等へのアクセス手段を整備することを目的として、地域公共交通確保維持事業に取り組みます。

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性②

1-2 必要性

本市においては、大きく3つの異なる日常生活圏があり、地域によって買い物や通院といった基本的な日常生活に違いが見られる。さらに、市内の各種施設の利用等のため、市内の東西方向への公共交通による移動の確保が困難である。

これらを考慮して、市民が通いながれた商業施設、病院及び公共施設等を利用できるような公共交通を整備することが必要とされている。

また、市外への公共交通による移動では、熊本市方面への熊本電鉄やJRなどの利用を希望する声が多いため、鉄道駅を主要乗り換え拠点とし、そこに至る公共交通手段を強化についても必要とされている。

以上のことから…

- 地域ごとの生活圏に対応した生活支援交通及び市内移動手段の路線
- 鉄道駅やバスターミナルの拠点性を高めるフィーダー路線

の運行が必要である。

路線の運行とあわせて、公共交通ガイドマップの作成等により、市民が利用しやすい公共交通環境を整えることも必要である。

このような、生活交通の確保・維持を総合的な施策により確実に実行し、かつ継続していくため、生活交通ネットワーク計画を策定し、地域公共交通確保維持事業に取り組むことが必要である。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果①

2-1 計画の目標

(1) 基本目標

本市では、地位時公共交通確保維持事業の実施により、公共交通サービス空白地帯を改善し、公共施設、大規模商業施設、病院及び鉄道駅等への生活交通を確保することを目標として、次の目標を設定する。

- ① 市民の移動手段の確保
- ② 交通渋滞の緩和と環境対策
- ③ 安心・安全で質の高い輸送サービスの提供
- ④ 多様な主体との参加と連携

(2) 定量的な目標

市総合計画及びそのマネジメントのための「合志市行政経営マネジメント ※」で設定した指標により、各種の取り組みの成果を評価します。平成23年度以降の指標数値については、合志市総合計画第2期基本計画において設定しています。

※総合計画に基づく施策の効果を検証するため、毎年3,000人の市民を無作為に抽出し、同じ質問項目のアンケート調査を実施し、その結果を経年比較しています。

成果指標	平成24年度 目標値	平成26年度 目標値
公共交通機関を利用している人の割合	67.5%	68.5%
公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え乗り継ぎが円滑にできていると思う人の割合	23.0%	27.0%
鉄軌道(熊本電鉄やJR)を使って移動が円滑にできていると答えた市民の割合	73.2%	73.6%
バスを使って移動が円滑にできていると答えた市民の割合	70.8%	71.3%

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果②

2-2 効果

目標を達成することにより、次の効果が期待されます。

- 市民の市内外の移動が円滑にできる
- 市民生活における地域間格差の解消
- 市民（特に交通弱者）の社会参加の増加による地域活性化
- 環境対策（CO₂削減）への寄与

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【平成24年度】

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 フィーダー の別	確保維持事業に 要する国庫補助 額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準ロで該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件
熊本県 合志市	熊本電気鉄道株式会社	レターバス1・2、循環バス日 向・新迫線	地域内フィーダー	3310.0	○		
	株式会社相互交通	合生・上生線1・2・3	地域内フィーダー	307.0	○		
	有限会社キティー交通	合生・御代志線	地域内フィーダー	282.0	○		
	有限会社銀杏交通タクシー	後川辺線1・2	地域内フィーダー	215.0	○		
	株式会社相互交通	野々島・上生地区	地域内フィーダー	3.0	○		
合 計				4,117			

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添 様式表2のとおり
(乗り合いバス型、乗り合いタクシー型、デマンド型)

5 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添 様式表5のとおり

6 協議会の開催状況と主な議論

合志市地域公共交通協議会は、平成20年4月に設立され

- (1)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)
- (2)道路運送法(昭和26年法律第183号)
- (3)地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

の規定に基づく法定協議会として位置づけられている。

これまで、20回の会議を重ね、地域の公共交通の維持・活性化等の取り組みについて協議を行ってきた。

承認案

平成24年4月26日に協議会を開催し、「合志市生活交通ネットワーク計画（仮称）」の計画内容について協議し承認を得た。

7 利用者等の意見の反映状況

本市の協議会の構成委員（住民・利用者代表）として、市区長連絡協議会、市老人クラブ連合会、市身体障害者福祉協議会、市PTA連絡協議会、コミュニティ委員会及びNPO法人の各種団体が参画しており、地域住民や利用者目線の意見をいただき、計画策定及び路線バス等の運行等に反映させ実施する。

8 協議会メンバーの構成

別添 合志市地域公共交通協議会委員名簿のとおり

※参考 合志市地域公共交通協議会設置要綱

事業者名	熊本電気鉄道株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送								
	営業収益	1,622	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,622	千円	
	営業費用	30,216	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	30,216	千円	
	営業損益	△ 28,594	千円	営業外損益	0	千円	経常損益	△ 28,594	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	110,714.9	km				経常収支率	5.37	%	

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ÷ホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北九州	272 円 91 銭	234 円 38 銭	234 円 38 銭	14 円 65 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ+リ+ヌ)÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ				
北九州	1	レターバス(右回り)	辻久保	光の森	辻久保	183 日	1,376 回	往復 33.4km (平均) 33.4km	往復 0.0km (平均) 0.0km	往復 0.0km (平均) 0.0km	100.00%	53,506.8 km		
	2	レターバス(右回り)	御代志	光の森	辻久保	125 日	522 回	往復 19.8km 9.9km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	100.00%	2,257.2 km		
	3	循環バス(日高・新田)	日向橋	永江団地	ユーパレス弁天	78 日	312 回	往復 22.5km 22.5km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	100.00%	7,020.0 km		
						0 日	0 回	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	#DIV/0!	0.0 km		
合計	3系統				0 日	0 回	往復 55.9km 65.8km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	#DIV/0!	62,784.0 km		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ラ以下の額: ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(前々年度の実績額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ラ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	補助対象経費の限度額 ワ×9/20=タ	ヨ又はタのうちいずれか少ないほうの額 レ	レのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの レ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北九州	1	12,540,923 円	14 円 65 銭	783,875 円	11,757,048 円	5,643,415 円	5,643,415 円	5,643,415 円	5,643 千円	2,821.5 千円		
	2	529,042 円	14 円 65 銭	33,068 円	495,974 円	238,068 円	238,068 円	238,068 円	238 千円	119.0 千円		
	3	1,645,347 円	14 円 65 銭	102,843 円	1,542,504 円	740,406 円	740,406 円	740,406 円	740 千円	370.0 千円		
		0 円	円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
合計		14,715,312 円		919,786 円	13,795,526 円	6,621,889 円	6,621,889 円	6,621,889 円	6,621 千円	3,310.0 千円	千円	3,310.0千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		負担額	負担割合
北九州	1	13,818,665 円												
	2	582,944 円												
	3	1,812,985 円												
		0 円												
合計		16,214,594 円	12,904,594 円	円	0 %	円	0 %	円	0 %	円	0 %	円	0 %	0

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者については別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

【平成24年度】

事業者名	株式会社 相互交通
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送							
	営業収益	74	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	74	千円
	営業費用	1,840	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	1,840	千円
	営業損益	△ 1,766	千円	営業外損益	0	千円	経常損益	△ 1,766
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	8,250.0 km					経常収支率	4.02	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北九州	223 円 03 銭	234 円 38 銭	223 円 03 銭	8 円 96 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り 入れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外 乗り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
北九州	1	合生・上 生線	二塚	黒松公民館前	孔子公園	78 日	78 回	往復 11.4km (平均) 5.7km	往復 0.0km (平均) 0.0km	往復 0.0km (平均) 0.0km	往復 0.0km (平均) 0.0km	100.00%	889.2 km		
	2	合生・上 生線	孔子公園	黒松公民館前	再春荘 病院	78 日	234 回	往復 18.4km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	100.00%	4,305.6 km		
		合生・上 生線	孔子公園	黒松公民館前	ユーパレ ス弁天	78 日	78 回	往復 12.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	100.00%	936.0 km		
						0 日	0 回	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	#DIV/0!	0.0 km		
合計		2系統					往復 41.8km 0.0km	往復 20.9km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km		6,130.8 km		

補助 ブロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額: ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (前々年度の実績 額) ト	補助対象 系統の経常収益 の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワーカ=ヨ	補助対象経費 の限度額 ワ×9/20=タ	ヨ又はタのうちい ずれか少ないほう の額 レ	レのうち補助 ブロック外乗入 部分及び同一 補助ブロック市 区町村外乗入 部分以外に係 るもの レ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナ のうちい ずれか少 ないほう の額) ラ
北九州	1	198,318 円	8 円 96 銭	7,968 円	190,350 円	89,243 円	89,243 円	89,243 円	89 千円	44.5 千円		
	2	960,277 円	8 円 96 銭	38,579 円	921,698 円	432,124 円	432,124 円	432,124 円	432 千円	216.0 千円		
		208,756 円	8 円 96 銭	8,387 円	200,369 円	93,940 円	93,940 円	93,940 円	93 千円	46.5 千円		
		0 円	円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
合計		1,367,351 円		54,934 円	1,312,417 円	615,307 円	615,307 円	615,307 円	614 千円	307.0 千円	千円	307.0千円

補助 ブロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ヲ-カ=ム	ウの負担者とその負担割合									
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的 職業	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北九州	1	190,350 円										
	2	921,698 円										
		200,369 円										
		0 円										
合計		1,312,417 円	1,005,417 円	円	0 %	円	0 %	円	0 %	円	0 %	0

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

【平成24年度】

事業者名	(株)キティー交通
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送								
	営業収益	178	千円	営業外収益		千円	経常収益(イ)	178	千円
	営業費用	1,884	千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ)	1,884	千円
	営業損益	△ 1,706	千円	営業外損益	0	千円	経常損益	△ 1,706	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	7,224.0 km						経常収支率	9.45 %	

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北九州	260 円 79 銭	234 円 38 銭	234 円 38 銭	24 円 64 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り 入れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外 乗り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ				
北九州	1	合生・御 代志線	黒松公 民館前	ユーパレス弁天	再春荘 病院	78 日	312 回	往復 17.2km (平均) 17.2km	往復 0.0km (平均) 0.0km	往復 0.0km (平均) 0.0km	100.00%	5,366.4 km	
						0 日	0 回	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	#DIV/0!	0.0 km	
						0 日	0 回	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	#DIV/0!	0.0 km	
						0 日	0 回	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	#DIV/0!	0.0 km	
						0 日	0 回	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km	#DIV/0!	0.0 km	
合計	1系統						往復 17.2km 17.2km	往復 0.0km 0.0km	往復 0.0km 0.0km		5,366.4 km		

補助 ブロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額: ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (前々年度の実績 額) ト	補助対象 系統の経常収益 の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワーカ=ヨ	補助対象経費 の限度額 ワ×9/20=タ	ヨ又はタのうちい ずれか少ないほう の額 レ	レのうち補助 ブロック外乗入 部分及び同一 補助ブロック市 区町村外乗入 部分以外に係 るもの レ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナ のうちい ずれか少 ないほう の額) ラ
北九州	1	1,257,776 円	24 円 64 銭	132,229 円	1,125,547 円	565,999 円	565,999 円	565,999 円	565 千円	282.5 千円		
		0 円	円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
		0 円	円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
		0 円	円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
		0 円	円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
合計		1,257,776 円		132,229 円	1,125,547 円	565,999 円	565,999 円	565 千円	282.0 千円	千円	282.0千円	

補助 ブロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した 額 ム-ラーウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的 職業
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州	1	1,267,274 円										
		0 円										
		0 円										
		0 円										
		0 円										
合計		1,267,274 円	985,274 円	円	0 %	円	0 %	円	0 %	円	0 %	0

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年6月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

【平成24年度】

事業者名	南銀交通タクシー
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送								
	営業収益	74 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	74 千円			
	営業費用	1,437 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	1,437 千円			
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,809.0 km	営業損益	△ 1,363 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 1,363 千円	経常収支率	5.15 %

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北九州	298 円 81 銭	234 円 38 銭	234 円 38 銭	15 円 38 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外 乗り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ-(リ+ヌ)÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	チ	リ	ヌ		
北九州	1	後川辺 線	合志庁 舎	上庄公民館前	孔子公 園	78 日	78 回	往 8.1km 復 0.0km	(平均) 4.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.00%	631.8 km
	2	後川辺 線	孔子公 園	合志庁舎	飯高山 公園	78 日	234 回	往 14.8km 復 14.8km	14.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.00%	3,463.2 km
						0 日	0 回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	#DIV/0!	0.0 km
						0 日	0 回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	#DIV/0!	0.0 km
合計	2系統						往 22.9km 復 14.8km	18.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		4,095.0 km	

補助 ブロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額: ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (前々年度の実績 額) ト	補助対象 系統の経常収益 の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワーカ=ヨ	補助対象経費 の限度額 ワ×9/20=タ	ヨ又はタのうちい ずれか少ないほう の額 レ	レのうち補助 ブロック外乗入 部分及び同一 補助ブロック市 区町村外乗入 部分以外に係 るもの レ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナ のうちい ずれか少 ないほう の額) ラ
北九州	1	148,081 円	15 円 38 銭	9,718 円	138,363 円	66,636 円	66,636 円	66,636 円	66 千円	33.0 千円		
	2	811,704 円	15 円 38 銭	53,265 円	758,439 円	365,266 円	365,266 円	365,266 円	365 千円	182.5 千円		
		0 円	円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
		0 円	円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0.0 千円		
合計		959,785 円		62,983 円	896,802 円	431,902 円	431,902 円	431,902 円	431 千円	215.0 千円	千円	215.0千円

補助 ブロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ヲ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した 額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概 要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州	1	179,070 円										
	2	981,573 円										
		0 円										
		0 円										
合計		1,160,643 円	945,643 円	円	0 %	円	0 %	円	0 %	円	0 %	0

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

【平成24年度】

事業者名	㈱相互交通
------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	11 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	11 千円
	営業費用	67 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	67 千円
	営業損益	△ 56 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 56 千円
補助対象期間の 保有車両数 (ハ)	3 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス提 供時間(ニ)	12.8 時間		経常収支率	16.42 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南九州	5254 円 90 銭	1,972 円 58 銭	1972 円 58 銭	287 円 58 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回当たりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサー ビス提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサー ビス提供時間	補助ブロック外乗 り入れ部分及び同一 補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分 以外のサービス提 供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス 提供時間
			発地	営業区 域	着地							
南九州	1	野々島・上生 地区	野々島・ 上生地区		熊本市植 木地区	50 日	78 回	0.2 時間	0 時間	0.1 時間	67 %	10.4 時間
						0 日	0 回	0.0 時間	0 時間	0 時間	100 %	0.0 時間
						0 日	0 回	0.0 時間	0 時間	0 時間	100 %	0.0 時間
						0 日	0 回	0.0 時間	0 時間	0 時間	100 %	0.0 時間
						0 日	0 回	0.0 時間	0 時間	0 時間	100 %	0.0 時間
合計		1系統						0.2 時間	0 時間	0.1 時間		10.4 時間

補助 ブロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除し た額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経 費	補助対象経 費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラの うちいずれか 少ないほうの 額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:コ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
南九州	1	20,514 円	287 円 58 銭	20,226 円	9,231 円	9,231 円	6,153 円	6千円	3.0千円		
		0 円	. 円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0千円	0.0千円		
		0 円	. 円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0千円	0.0千円		
		0 円	. 円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0千円	0.0千円		
		0 円	. 円 銭	0 円	0 円	0 円	0 円	0千円	0.0千円		
合計		20,514 円	287 円 58 銭	20,226 円	9,231 円	9,231 円	6,153 円	6千円	3.0千円	千円	3.0千円

補助 ブロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補 助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南九州	1	54,362 円										
		0 円										
		0 円										
		0 円										
		0 円										
合計		54,362 円	51,362 円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（又）に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ラ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
11. 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【平成24・25・26年度】

市町村名	熊本県合志市
------	--------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	20,985
交通不便地域	0

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(4)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

レターバス時刻改正(案) H24年7月1日改定

(左回り)

増便

	バス停名	始発時間 ①	始発時間 ②	始発時間 ③	始発時間 ④	始発時間 ⑤	始発時間 ⑥
1	辻久保		8:30	11:00	13:00	15:00	17:10
2	九州ニット		8:32	11:02	13:02	15:02	17:12
3	灰塚公民館前		8:33	11:03	13:03	15:03	17:13
4	灰 塚		8:33	11:03	13:03	15:03	17:13
5	中尾公民館前		8:34	11:04	13:04	15:04	17:14
6	中央小前		8:34	11:04	13:04	15:04	17:14
7	野々島公民館前		8:35	11:05	13:05	15:05	17:15
8	北		8:37	11:07	13:07	15:07	17:17
9	本村毘沙門口		8:38	11:08	13:08	15:08	17:18
10	辻区ポンプ倉庫前		8:39	11:09	13:09	15:09	17:19
11	東区記念碑前		8:40	11:10	13:10	15:10	17:20
12	市営住宅前		8:42	11:12	13:12	15:12	17:22
13	ユーパレス弁天		8:44	11:14	13:14	15:14	17:24
14	救世教前		8:47	11:17	13:17	15:17	17:27
15	西合志庁舎前		8:48	11:18	13:18	15:18	17:28
16	御代志水源地		8:49	11:19	13:19	15:19	17:29
17	御代志駅	7:20	8:50	11:20	13:20	15:20	17:30
18	再春荘病院	▼	8:55	11:25	13:25	15:25	17:35
19	熊本高専前	▼	8:57	11:27	13:27	15:27	17:37
20	黒 石	▼	8:58	11:28	13:28	15:28	17:38
21	老人憩の家	▼	9:00	11:30	13:30	15:30	17:40
22	松の本	▼	9:01	11:31	13:31	15:31	17:41
23	ハローデイ・ナフコ	▼	9:03	11:33	13:33	15:33	17:43
24	黒石原油横	▼	9:05	11:35	13:35	15:35	17:45
25	黒石下	▼	9:06	11:36	13:36	15:36	17:46
26	黒石市民センター前	7:23	9:07	11:37	13:37	15:37	17:47
27	黒石団地東	7:24	9:08	11:38	13:38	15:38	17:48
28	みずき台	7:25	9:09	11:39	13:39	15:39	17:49
29	黒石原	7:26	9:10	11:40	13:40	15:40	17:50
30	笹原入口	7:27	9:11	11:41	13:41	15:41	17:51
31	すずかけ台北	7:28	9:12	11:42	13:42	15:42	17:52
32	すずかけ台	7:29	9:18	11:48	13:48	15:48	17:58
33	すずかけ台中央通り	7:30	9:19	11:49	13:49	15:49	17:59
34	すずかけ台入口	7:31	9:20	11:50	13:50	15:50	18:00
35	泉ヶ丘市民センター前	7:32	9:21	11:51	13:51	15:51	18:01
36	元気の森公園入口	7:33	9:22	11:52	13:52	15:52	18:02
37	武蔵野台中央	7:34	9:23	11:53	13:53	15:53	18:03
38	南ヶ丘小前	7:35	9:24	11:54	13:54	15:54	18:04
39	永江団地入口	7:36	9:25	11:55	13:55	15:55	18:05
40	永江団地	7:38	9:27	11:57	13:57	15:57	18:07
41	新山(吉野家光の森店前)	7:40	9:29	11:59	13:59	15:59	18:09
42	ゆめタウン光の森(本館側)	7:42	9:31	12:01	14:01	16:01	18:11
43	IR光の森駅	7:48	9:37	12:07	14:07	16:07	18:17
42	ゆめタウン光の森(南館側)	7:48	9:37	12:07	14:07	16:07	18:17
41	新山(マックスバリュ光の森店前)	7:51	9:40	12:10	14:10	16:10	18:20
44	沖 野	7:53	9:42	12:12	14:12	16:12	18:22
45	杉並台1丁目	7:53	9:42	12:12	14:12	16:12	18:22
46	杉並台団地	7:54	9:43	12:13	14:13	16:13	18:23
47	杉並台西	7:55	9:44	12:14	14:14	16:14	18:24
48	飯高山公園前	▼	9:46	12:16	14:16	16:16	18:26
49	日本たばこ前	7:58	9:47	12:17	14:17	16:17	18:27
50	合志庁舎(ヴィーブル)	8:00	9:49	12:19	14:19	16:19	18:29
51	合志中前	8:01	9:50	12:20	14:20	16:20	18:30
52	竹迫下町	8:02	9:51	12:21	14:21	16:21	18:31
53	合志小前	8:03	9:52	12:22	14:22	16:22	18:32
54	原口公民館	8:03	9:52	12:22	14:22	16:22	18:32
55	原 口	8:04	9:53	12:23	14:23	16:23	18:33
56	人権ふれあいセンター	8:04	9:53	12:23	14:23	16:23	18:33
57	平島入口	8:05	9:54	12:24	14:24	16:24	18:34
58	平 島	8:06	9:55	12:25	14:25	16:25	18:35
59	みどり館	▼	9:56	12:26	14:26	16:26	18:36
60	鹿 水	8:08	9:57	12:27	14:27	16:27	18:37
61	ひのくにふれあいセンター入口	8:09	9:58	12:28	14:28	16:28	18:38
62	栄温泉団地	8:10	9:59	12:29	14:29	16:29	18:39
63	辻久保	8:11	10:00	12:30	14:30	16:30	18:40

(右回り)

増便

	バス停名	始発時間 ①	始発時間 ②	始発時間 ③	始発時間 ④	始発時間 ⑤	始発時間 ⑥
63	辻久保	6:50	9:35	11:30	13:30	15:30	17:40
62	栄温泉団地	6:51	9:36	11:31	13:31	15:31	17:41
61	ひのくにふれあいセンター入口	6:52	9:37	11:32	13:32	15:32	17:42
60	鹿 水	6:53	9:38	11:33	13:33	15:33	17:43
59	みどり館	▼	9:39	11:34	13:34	15:34	17:44
58	平 島	6:55	9:40	11:35	13:35	15:35	17:45
57	平島入口	6:56	9:41	11:36	13:36	15:36	17:46
56	人権ふれあいセンター	6:57	9:42	11:37	13:37	15:37	17:47
55	原 口	6:57	9:42	11:37	13:37	15:37	17:47
54	原口公民館	6:58	9:43	11:38	13:38	15:38	17:48
53	合志小前	6:58	9:43	11:38	13:38	15:38	17:48
52	竹迫下町	6:59	9:44	11:39	13:39	15:39	17:49
51	合志中前	7:00	9:45	11:40	13:40	15:40	17:50
50	合志庁舎(ヴィーブル)	7:02	9:47	11:42	13:42	15:42	17:52
49	日本たばこ前	7:03	9:48	11:43	13:43	15:43	17:53
48	飯高山公園前	▼	9:50	11:45	13:45	15:45	17:55
47	杉並台西	7:06	9:51	11:46	13:46	15:46	17:56
46	杉並台団地	7:07	9:52	11:47	13:47	15:47	17:57
45	杉並台1丁目	7:08	9:53	11:48	13:48	15:48	17:58
44	沖 野	7:08	9:53	11:48	13:48	15:48	17:58
41	新山(吉野家光の森店前)	7:10	9:55	11:50	13:50	15:50	18:00
42	ゆめタウン光の森(本館側)	7:13	9:58	11:53	13:53	15:53	18:03
43	IR光の森駅	7:19	10:04	11:59	13:59	15:59	18:09
42	ゆめタウン光の森(南館側)	7:19	10:04	11:59	13:59	15:59	18:09
41	新山(マックスバリュ光の森店前)	7:21	10:06	12:01	14:01	16:01	18:11
40	永江団地	7:23	10:08	12:03	14:03	16:03	18:13
39	永江団地入口	7:24	10:09	12:04	14:04	16:04	18:14
38	南ヶ丘小前	7:25	10:10	12:05	14:05	16:05	18:15
37	武蔵野台中央	7:26	10:11	12:06	14:06	16:06	18:16
36	元気の森公園入口	7:27	10:12	12:07	14:07	16:07	18:17
35	泉ヶ丘市民センター前	7:28	10:13	12:08	14:08	16:08	18:18
34	すずかけ台入口	7:29	10:14	12:09	14:09	16:09	18:19
33	すずかけ台中央通り	7:30	10:15	12:10	14:10	16:10	18:20
32	すずかけ台	7:36	10:21	12:16	14:16	16:16	18:26
31	すずかけ台北	7:37	10:22	12:17	14:17	16:17	18:27
30	笹原入口	7:38	10:23	12:18	14:18	16:18	18:28
29	黒石原	7:39	10:24	12:19	14:19	16:19	18:29
28	みずき台	7:40	10:25	12:20	14:20	16:20	18:30
27	黒石団地東	7:41	10:26	12:21	14:21	16:21	18:31
26	黒石市民センター前	7:42	10:27	12:22	14:22	16:22	18:32
25	黒石下	7:43	10:28	12:23	14:23	16:23	18:33
24	黒石原油横	7:45	10:29	12:24	14:24	16:24	18:34
23	ハローデイ・ナフコ	7:48	10:31	12:26	14:26	16:26	18:36
22	松の本	7:50	10:32	12:27	14:27	16:27	18:37
21	老人憩の家	7:51	10:33	12:28	14:28	16:28	18:38
20	黒 石	7:53	10:35	12:30	14:30	16:30	18:40
19	熊本高専前	7:54	10:36	12:31	14:31	16:31	18:41
18	再春荘病院	7:56	10:38	12:33	14:33	16:33	18:43
17	御代志駅	8:06	10:48	12:43	14:43	16:43	18:53
16	御代志水源地	8:07	10:49	12:44	14:44	16:44	18:54
15	西合志庁舎前	8:08	10:50	12:45	14:45	16:45	18:55
14	救世教前	8:09	10:51	12:46	14:46	16:46	18:56
13	ユーパレス弁天	8:11	10:53	12:48	14:48	16:48	18:58
12	市営住宅前	8:13	10:55	12:50	14:50	16:50	19:00
11	東区記念碑前	8:15	10:57	12:52	14:52	16:52	19:02
10	辻区ポンプ倉庫前	8:16	10:58	12:53	14:53	16:53	19:03
9	本村毘沙門口	8:16	10:58	12:53	14:53	16:53	19:03
8	北	8:17	10:59	12:54	14:54	16:54	19:04
7	野々島公民館前	8:18	11:00	12:55	14:55	16:55	19:05
6	中央小前	8:19	11:01	12:56	14:56	16:56	19:06
5	中尾公民館前	8:19	11:01	12:56	14:56	16:56	19:06
4	灰 塚	8:20	11:02	12:57	14:57	16:57	19:07
3	灰塚公民館前	8:20	11:02	12:57	14:57	16:57	19:07
2	九州ニット	8:21	11:03	12:58	14:58	16:58	19:08
1	辻久保	8:22	11:04	12:59	14:59	16:59	19:09

各便の時間設定の理由

- ①両回りとも、第1便については、JR光の森駅での乗り換えを考慮し設定
- ②両回りとも、第2便については、合志庁舎(ヴィーブル)に10時前に到着するよう設定
- ③両回りとも第3便以降は、ゆめタウン光の森において、帰りの便に2時間の間隔を取るよう設定

乗り合いタクシー
合生・上生線 (旧Aコース)
[火・木・土曜日運行]

往路		復路	
バス停名	時刻	バス停名	時刻
孔子公園	9:35	再春荘病院	11:00
酒 水	9:36	熊本高専前	11:02
高 江	9:36	黒石利テセンター前	11:03
高 木	9:37	黒石 下	11:04
江良公民館前	9:39	黒石原石油横	11:05
弘 生	9:40	ハローテイ・ナフコ	11:06
生 坪	9:41	松 の 本	11:08
生 坪 北	9:42	老人憩の家	11:09
立 割	9:45	ユトリック団地前	11:11
黒松公民館前	9:47	木原野公民館前	11:12
上生区記念碑前	9:50	ユーバレス弁天	11:13
城公民館前	9:51	二 塚	11:14
北	9:53	本村毘沙門口	11:15
本村毘沙門口	9:53	北	11:15
二 塚	9:54	城公民館前	11:17
ユーバレス弁天	9:55	上生区記念碑前	11:18
木原野公民館前	9:56	黒松公民館前	11:21
ユトリック団地前	9:57	立 割	11:23
老人憩の家	9:59	生 坪 北	11:26
松 の 本	10:00	生 坪	11:27
ハローテイ・ナフコ	10:02	弘 生	11:28
黒石原石油横	10:03	江良公民館前	11:29
黒石 下	10:04	高 木	11:31
黒石利テセンター前	10:05	高 江	11:32
熊本高専前	10:06	酒 水	—
再春荘病院	10:08	孔子公園	—

※お帰りの際は、運行ルート上であれば乗務員の安全管理のもと、ご希望の場所で降車できます。

乗り合いタクシー
合生・御代志線 (旧Bコース)
[火・木・土曜日運行]

往路		復路	
バス停名	時刻	バス停名	時刻
黒松公民館前	9:30	再春荘病院	12:00
立 割	9:31	熊本高専前	12:02
合生文化会館前	9:31	黒石利テセンター前	12:03
第一小前	9:32	黒石 下	12:04
小合志公民館前	9:32	黒石原石油横	12:05
合生住宅前	9:33	ハローテイ・ナフコ	12:06
小 池	9:34	松 の 本	12:08
菊池養護学校前	9:35	老人憩の家	12:10
大池農業公園入口	9:36	ユトリック団地前	12:11
若 原 東	9:38	木原野公民館前	12:12
若原公民館前	9:39	ユーバレス弁天	12:13
有 隣 前	9:40	若 原 西	12:15
若 原 北	9:41	大 池 南	12:17
大池神社前	9:43	大池神社前	12:18
大 池 南	9:44	若 原 北	12:20
若 原 西	9:46	有 隣 前	12:21
ユーバレス弁天	9:48	若原公民館前	12:22
木原野公民館前	9:49	若 原 東	12:23
ユトリック団地前	9:50	大池農業公園入口	12:25
老人憩の家	9:51	菊池養護学校前	12:26
松 の 本	9:53	小 池	12:27
ハローテイ・ナフコ	9:55	合生住宅前	12:28
黒石原石油横	9:56	小合志公民館前	12:29
黒石 下	9:57	第一小前	12:29
黒石利テセンター前	9:58	合生文化会館前	12:30
熊本高専前	9:59	立 割	12:30
再春荘病院	10:01	黒松公民館前	12:31

※お帰りの際は、運行ルート上であれば乗務員の安全管理のもと、ご希望の場所で降車できます。

循環バス
須屋線 (旧Cコース)
[火・木・土曜日運行]
[水・金・日曜日運行]

往路		復路	
バス停名	時刻	バス停名	時刻
みずき台	9:20	再春荘病院	10:35
さくら公園前	9:22	御代志駅	10:38
すいせん公園前	9:23	御代志水源地	10:39
東 須 屋	9:25	西合志庁舎	10:40
南中・東小前	9:28	救世教前	10:41
黒石市民センター前	9:30	ユーバレス弁天	10:44
黒石 下	9:31	木原野公民館前	10:45
三 ツ 石	9:32	ユトリック団地前	10:46
須屋支所	9:34	老人憩の家	10:47
須屋市民センター前	9:35	松 の 本	10:48
陣 の 平	9:37	上 須 屋	10:49
田舎センター前	9:39	須屋小屋	10:51
榎ノ本公民館入口	9:40	堀川公民館前	10:52
池 の 本	9:42	浄化センター前	10:52
西須屋団地中央	9:44	駐在所跡	10:53
駐在所跡	9:45	池 の 本	10:56
浄化センター前	9:46	榎ノ本公民館入口	10:58
堀川公民館前	9:46	須屋市民センター前	10:59
須屋小屋	9:47	須屋支所	11:04
上 須 屋	9:50	三 ツ 石	11:06
松 の 本	9:51	黒石 下	11:07
老人憩の家	9:52	黒石市民センター前	11:08
ユトリック団地前	9:53	さくら公園前	11:10
木原野公民館前	9:54	東 須 屋	11:13
ユーバレス弁天	9:56	南中・東小前	11:16
救世教前	9:59	みずき台	11:19
西合志庁舎	10:00		
御代志水源地	10:01		
御代志駅	10:02		
再春荘病院	10:04		

※弁天カード(コミュニティバス定期券)は、このガイドマップに掲載されている5コース(循環バス・乗り合いタクシー)すべてにおいて利用できます。

循環バス
日向・新迫線 (旧Dコース)
[火・木・土曜日運行]

往路		復路	
バス停名	時刻	バス停名	時刻
日向橋	9:00	ユーバレス弁天	10:25
日向中央	9:00	木原野公民館前	10:26
日向集会所	9:01	ユトリック団地前	10:27
新迫集会所	9:04	老人憩の家	10:28
菊池病院入口	9:09	黒 石	10:30
新 古 開	9:10	熊本高専前	10:31
福 原	9:11	御代志駅	10:33
上古開公民館	9:12	再春荘病院	10:38
御領公民館	9:13	菊池恵楓園	10:39
野付天満宮	9:14	西 沖 住 宅	10:39
竹迫郵便局	9:15	国府高校グラウンド前	10:41
竹迫下町	9:16	下 群	10:42
中央団地入口	9:16	群	10:44
二 子	9:17	南 群	10:45
竹迫日吉神社横	9:17	永江団地	10:46
原口公民館	9:18	永江団地公民館前	10:46
合志小前	9:19	飯高山公園	10:48
合志中前	9:20	日本たばこ前	10:50
合志庁舎(西側)	9:23	合志庁舎(西側)	10:52
日本たばこ前	9:25	合志中前	10:54
飯高山公園	9:27	合志小前	10:55
永江団地公民館前	9:29	原口公民館	10:56
永江団地	9:29	竹迫日吉神社横	10:56
南 群	9:30	中央団地入口	10:58
下 群	9:33	竹迫下町	10:58
国府高校グラウンド前	9:34	竹迫郵便局	10:59
西 沖 住 宅	9:36	野付天満宮	11:00
菊池恵楓園	9:36	御領公民館	11:01
再春荘病院	9:37	上古開公民館	11:02
御代志駅	9:42	福 原	11:03
熊本高専前	9:44	新 古 開	11:04
黒 石	9:45	菊池病院入口	11:05
老人憩の家	9:47	新迫集会所	11:10
ユトリック団地前	9:48	日向集会所	11:13
木原野公民館前	9:49	日向中央	11:14
ユーバレス弁天	9:50	日向橋	11:14

乗り合いタクシー
後川辺線 (旧Eコース)
[火・木・土曜日運行]

往路		復路	
バス停名	時刻	バス停名	時刻
孔子公園	9:05	飯高山公園	12:00
酒 水	9:06	永江団地公民館前	12:01
後 川 辺	9:09	永江団地	12:02
中 林	9:11	永江団地入口	12:03
記念碑前	9:15	南ヶ丘小前	12:04
上 庄	9:15	武蔵野台中央	12:05
上庄公民館前	9:16	元気の森公園入口	12:06
竹迫城跡入口	9:16	泉ヶ丘市民センター前	12:07
田舎集落センター	9:17	泉ヶ丘団地	12:08
乙 丸	9:18	合志南小前	12:09
今町公民館	9:18	群	12:09
竹迫上町	9:18	日本たばこ前	12:10
巖黒寺駐車場前	9:19	合志庁舎(西側)	8:30
横町集落センター	9:21	合志中前	8:31
竹迫横町	9:21	竹迫下町	8:32
竹迫中町	9:22	竹迫中町	8:32
竹迫下町	9:22	竹迫横町	8:33
合志中前	9:23	横町集落センター	8:33
合志庁舎(西側)	9:24	巖黒寺駐車場前	8:35
日本たばこ前	9:26	竹迫上町	8:36
群	9:27	今町公民館	8:36
合志南小前	9:27	乙 丸	8:36
泉ヶ丘団地	9:28	田舎集落センター	8:37
元気の森公園入口	9:30	竹迫城跡入口	8:38
武蔵野台中央	9:31	上庄公民館前	8:38
南ヶ丘小前	9:32	上 庄	8:39
永江団地入口	9:33	記念碑前	8:39
永江団地	9:34	中 林	8:43
永江団地公民館前	9:35	後 川 辺	8:45
飯高山公園	9:36	酒 水	8:48
		孔子公園	8:49

※お帰りの際は、運行ルート上であれば乗務員の安全管理のもと、ご希望の場所で降車できます。

乗継券
「レターバス」と「循環バス・乗り合いタクシー5路線」間の乗り継ぎ、および「循環バス・乗り合いタクシー5路線」間の乗り継ぎについては、乗継券を発行し無料とします。降車の際、申し出ただければ、循環バス・乗り合いタクシーの乗務員がお渡しします。(同一路線での乗継券の使用はできません)

市内どこまで 乗っても一律料金

運賃

大人 **100円 (50円)**

小人(小学生以下) **50円 (30円)**

※未就学児は大人1名につき、1名まで無料

障害者割引

